

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

軽井沢町長 土屋 三千夫

市町村名 (市町村コード)	軽井沢町 (203211)
地域名 (地域内農業集落名)	馬取地区 (前田、山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【作物】 イチゴ施設栽培や飼料用トウモロコシを栽培している。</p> <p>【農地】 湿地が多いため耕作条件が悪く、耕作放棄地も多い。また、鳥獣被害も多く見受けられる。 (山田に関しては、圃場整備事業の計画が進んでおり、実施完了した際に耕作をする担い手の候補が決定している。)</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【作物】 今後も引き続き、イチゴ施設栽培、飼料用トウモロコシの栽培を進めていく。 また、山田地区の圃場整備事業によるまとまった農地では、キャベツ、レタス、ハクサイといった露地栽培を中心に取り組んでいく。</p> <p>【農地】 湿地を解消するため、暗渠排水事業を進め、担い手に農地を集約・団地化していき、生産性の向上及び作業効率の向上を図っていく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
山田地域の圃場整備事業によるまとまった農地、前田地域の遊休農地について、農地バンクを利用し担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
山田：地域全体が農地バンクへ貸し付けられている状態。圃場整備事業が実施されたのち、担い手への集約化が行われる。
(3)基盤整備事業への取組方針
山田：湿田の解消及び区画整備の事業が進行中 前田：山田における事業を踏まえ、現状に即した事業内容を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募る。市町村及びJA、農業委員会と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①団地化、集約化している農地を中心に電気柵等対応を検討していく。